

## ★相続時精算課税制度を事例から考える

令和6年1月1日以降の贈与について相続時精算課税による贈与税の仕組みが改正され、毎年110万円の基礎控除が創設されました。この改正により、今後相続対策のひとつである生前贈与のために、相続時精算課税の利用が増えることが予想されます。しかし、制度を正しく理解し、利用しないとすぬ落とし穴にはまってしまう可能性もあります。今回は、改正前の事例を通じ制度の仕組みをより正しく理解いただければ幸いです。（長掛栄一）

### ◎事例1（相続時精算課税の選択を失念していた）

- Aさんは、平成19年に住宅取得資金として父Xさんから400万円の贈与を受けた。
- 当時、今のような住宅取得資金の贈与税の非課税制度はなかったため、平成19年の父からの400万円の贈与について、相続時精算課税を選択し、贈与税申告を行った。
- Aさんの父Xさんが令和4年に死去。相続税申告を行った。その際平成19年の贈与で相続時精算課税制度を利用していたことを失念し、この贈与について申告を行わなかった。
- Aさんは相続税申告書提出後、所轄税務署から相続時精算課税制度による贈与を受けている旨連絡受け、Xさんの相続人全員が相続税の修正申告書を提出した。

### ◎事例2（相続時精算課税を選択していたが2回目以降の贈与税申告を失念）

- Bさんは、平成17年に住宅取得資金として母Yさんから2500万円の贈与を受けた。
- Bさんは平成17年の母Yからの贈与について、相続時精算課税を選択し、贈与税申告を行った。
- Bさんの母Yさんが令和5年に死去。税理士からYさんからの生前贈与がなかったか質問があった際、平成17年の贈与を受けたことと、令和1年から4年まで毎年110万円の生前贈与を受けた旨申し出たが、その際相続時精算課税を選択していたかどうか記憶がなかった。
- 税理士から平成17年の贈与について、相続時精算課税を選択していた可能性があるとして、Bさんに確認を依頼したところ、当時の申告書控が見つかり、相続時精算課税を選択していたことが判明した。
- 令和1年から4年の贈与については、110万円まで贈与税はかからないとの認識から特に贈与税申告は行っていなかった。
- 令和1年から4年の贈与についても相続時精算課税による申告が必要であるとして、期限後申告書を提出するとともに、相続税申告に平成17年以降のYさんからの贈与について相続時精算課税制度による贈与として記載し、申告書を提出した。

### ◎ポイント

- ① 相続時精算課税は受贈者が選択（届出を提出）しないと利用できない
- ② 相続時精算課税制度は一度選択すると解除できない
- ③ 精算課税制度による贈与については、令和6年分以降創設された年間110万円の基礎控除を除き、全て贈与者の相続税申告に計上する必要がある
- ④ 適正な相続税申告を行うために、受贈者は相続時精算課税を選択した後の贈与税申告書を全て保存しておく必要がある
- ⑤ 相続時精算課税制度による贈与については、税務署も全て記録を残している

### ◎まとめ

相続時精算課税制度の改正により、相続時精算課税を利用する方も増えると思います。2つの事例からも分かるように、相続時精算課税は選択後、令和6年分以降創設された110万円の基礎控除部分を除く全ての贈与を贈与者の相続税申告で申告する必要があります。この点をよく理解した上での制度の利用をおすすめします。